

経過措置料金規制に係る指定解除について

電力・ガス取引監視等委員会第24回制度設計専門会合資料
(平成29年11月28日) 一部加筆

- 資源エネルギー庁は、指定を行った地域の競争状況を確認するため、ガス関係報告規則に基づき、経過措置料金規制が課された事業者から3ヶ月ごとに報告を徴収している。
- 仙南ガス、浜田ガス、エコアの3社は、ガスシステム改革小委員会における議論を受けて策定した解除基準を満たしていることから、3月1日に指定の解除が決定されている。

※旧簡易ガス事業者については、経過措置料金規制が課された1730団地のうち、246団地の指定解除が決定されている。

【指定中の旧一般ガス事業者】

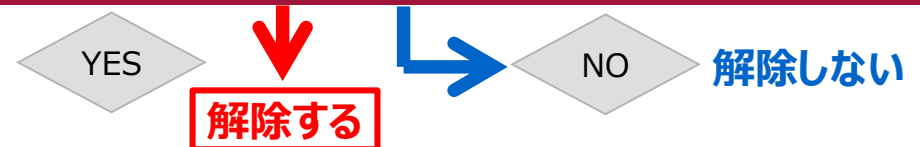
所管	事業者	指定解除基準
本省	東京ガス（東京地区等）	満たさない
	大阪ガス	満たさない
	東邦ガス	満たさない
東北	仙南ガス	満たす
関東	京葉ガス	満たさない
	京和ガス	満たさない

所管	事業者	指定解除基準
関東	日本ガス（南平台・初山地区）	満たさない
	熱海ガス	満たさない
近畿	河内長野ガス	満たさない
中国	浜田ガス	満たす
九州	エコア（100MJ地区）	満たす
	南海ガス	満たさない

【経過措置料金規制の指定解除基準（一般ガス事業者関係）】

以下のいずれかに該当するか否か

- ① 都市ガス利用率が50%以下
- ② 一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（注）
※直近3年間の合計ベース。
- ③ 他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある
- ④ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家

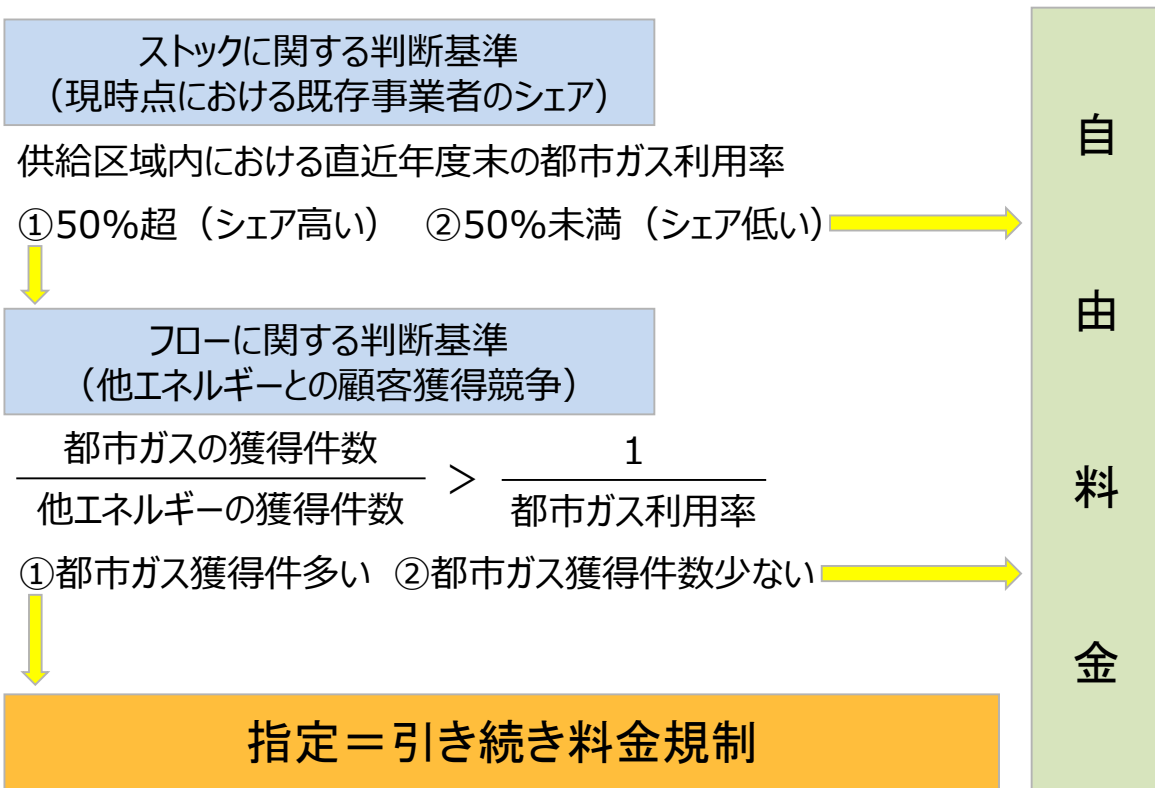


（注）他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

(参考) 自由化当初の一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、原則、自由に料金を設定する。
- ただし、需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。
- 具体的には、以下の指定基準に基づき事業者を指定。

<指定基準>



〔ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合 (年平均1%以下) 等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。〕

担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯(東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯(南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア(100MJ地区)
	南海ガス

※簡易ガス事業者も同様の基準により、432事業者、1,730供給地点群を指定旧供給地点に指定。

特別な事後監視について

- 当委員会では、一般的な監視に加え、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者を対象として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行っている。（これまでに問題となるような事例は認められていない。）

対象事業者

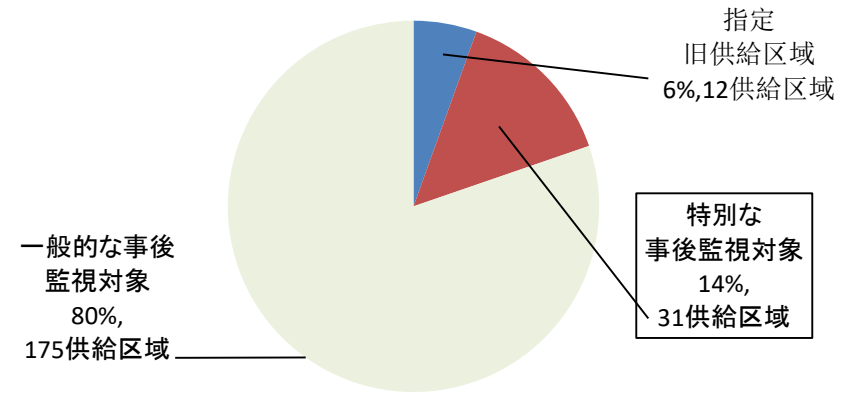
・経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス（簡易ガス）利用率が50%を超える事業者

- 旧一般ガス事業者：24事業者31供給区域（全205事業者218供給区域）
- 旧簡易ガス事業者：315事業者915団地（全1,375事業者7,432団地）

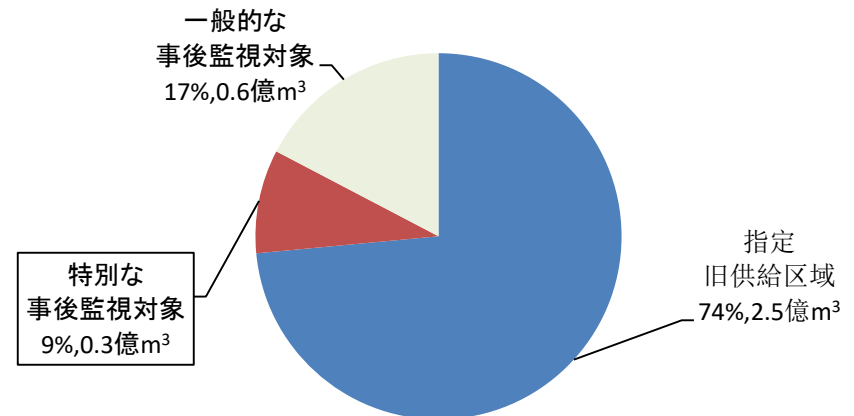
対象期間

・小売全面自由化後3年間とする。ただし、当該事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、期間を3年間延長する。

旧一般ガス事業者における監視対象区分（供給区域数ベース）



旧一般ガス事業者における監視対象区分（販売量ベース）



特別な事後監視の結果公表について

- 四半期ごとに特別な事後監視の結果について公表している。現時点までに計2回プレスリリースを行い、特別な事後監視の対象となっている事業者のうち、合理的でない値上げを行った事業者は確認できなかった。
- 他方、料金改定（値上げ）の際に、需要家が当該内容を正確に認識することを妨げる恐れのある説明を行っていた事例があったため、こうした行為を行った事業者に対して文書による指導を行った。

平成29年9月14日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(第1回)

(趣旨)
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。
本年4月から6月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- ① 経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス(簡易ガス)利用率が50%を超えている事業者
 - 旧一般ガス事業者: 24事業者31供給区域
 - 旧簡易ガス事業者: 315事業者915団地

(2) 事業者からの報告事項

- ① 第一回での報告徴収では、対象となる事業者より以下の情報を収集した。
 - 平成29年3月～6月の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)
 - 平成28年4月～平成29年6月の原料費調整額(月次)
 - 平成28年4月～平成29年6月の家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

2. 調査結果
平成29年4月から平成29年6月までの間を対象として実施した「特別な事後監視」において、問題となるような事例は認められなかった。

以上

平成30年3月29日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(第2回)

(趣旨)
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。
平成29年7月から9月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- ① 経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス(簡易ガス)利用率が50%を超えている事業者
 - 旧一般ガス事業者: 24事業者31供給区域
 - 旧簡易ガス事業者: 315事業者915団地

(2) 事業者からの報告事項

- ① 第2回での報告徴収では、対象となる事業者より以下の情報を収集した。
 - 平成29年7月～9月の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)
 - 平成29年7月～平成29年9月の原料費調整額(月次)
 - 平成29年7月～平成29年9月の家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

2. 調査結果
平成29年7月から平成29年9月までの間を対象として実施した「特別な事後監視」において、合理的でない値上げと認められるような事例は認められなかった。
他方、今回の監視の中で、料金改定(値上げ)の際に、需要家が当該内容を正確に認識することを妨げる恐れのある説明を行っていた事例があったため、こうした行為を行った事業者に対して文書による指導を行った。

以上